

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験について

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号)

業務 範囲	業務内容	必要 年数
イ 相談 支援 の 業務	① 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者	5 年 以上
	② 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	③ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	④ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	⑥ 病院又は診療所の従業者又はこれに準ずる者で以下に該当するもの ○ 社会福祉主事任用資格を有するもの ○ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者(訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了したもの) ○ ロに掲げる資格を有する者 ○ ①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
ロ 直接 支援 の 業務	⑦ ハの⑧から⑫に掲げる者であって以下に該当するもの ○ 社会福祉主事任用資格を有するもの ○ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの(訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了したもの) ○ 保育士 ○ 児童指導員任用資格者 ○ 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	
ハ 直接 支援 の 業務	⑧ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	10 年 以上
	⑨ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
	⑩ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
	⑪ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
	⑫ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
ニ	⑬ イからハまでに掲げる者であって、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練師、技師装具士、歯科衛生士、言語聴覚師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が 5 年以上の者が従事した期間	3 年 以上

※相談支援の業務とは、身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※直接支援の業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

※ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が通算して 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。

※国家資格等による業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8 年以上の実務経験ではなく、5 年以上の実務経験で良いことになる。